

国近整猪工第 7号
平成15年7月14日

尼崎市土木局
河川緑地部河港課長 様

近畿地方整備局
猪名川河川事務所長

「河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」について(回答)

盛夏の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、河川事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近畿地方整備局では、河川整備計画原案策定に向け「河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」について、淀川水系流域委員会、住民、関係府県及び自治体の皆様へ説明を実施したところ、多数の貴重なご意見をいただきました。また、貴職におかれましても貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。つきましては、ご意見・ご質問について別紙のとおり回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

河川整備の基本的な考え方として、治水、利水、環境、利用に対して、河川管理者のみによる河川内での対応には限界があり、流域的視点に立って、流域のあらゆる関係者が連携協力し、健全な水循環系の確保に向けた努力を積み重ねることを前提に、下記項目を基本に据えて淀川水系の河川整備計画を策定します。この際、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行います。

- 洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進するが、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図ります。

- 水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す。また、水需要の抑制が図られるよう利水者や関係自治体と連携します。

- これまでの河川整備が河川環境に及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図ります。

- 河川の利用については、利用者の理解を得ながら「河川環境の保全を基本とした利用の促進」と「河川環境を損なう利用の是正」を図ります。

なお、第5章において、具体的な記載をさせていただいております。